

令和7年度第1回和歌山地方最低賃金審議会

議事録

開催日時 開催場所	令和7年7月14日(月) 和歌山労働総合庁舎6階会議室	17時55分から 18時32分まで	
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	定数5名 定数5名 定数5名	出席5名 出席5名 出席5名

○事務局(谷本)

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。  
ただ今から令和7年度第1回和歌山地方最低賃金審議会を開催させていただきます。座って説明させていただきます。

今年度、委員の改選がございました。

本日は、第57期の委員の皆様による最初の審議会ということですので、会長が選任されるまでの間、事務局で議事の進行をさせていただきます。

それではまず、委員の御紹介をいたします。資料1の委員名簿を御覧ください。名簿順に事務局からお名前を御紹介いたしますので、一言ごあいさつをお願いいたします。

〈事務局が各委員を紹介、各委員自己紹介〉

〈事務局が事務局職員を紹介〉

○事務局(谷本)

次に、本日の委員の出席状況と会議の成立について、御報告申し上げます。

本日は、公益委員5名、労働者側委員5名、使用者側委員5名の御出席していただいております。委員15名中、15名の御出席で、委員の3分の2以上の出席となり、最低賃金審議会令第5条の規定に基づく定足数を満たしておりますので、本会議が成立していることを御報告申し上げます。

また、令和7年5月19日付けで、本会議の傍聴告示を行いました。傍聴希望者はございませんでしたので、併せて御報告いたします。

それではまず、局長の中山の方から、第1回審議会開会に当たりまして、ごあいさつをさせていただきます。

〈局長あいさつ〉

○事務局（谷本）

ありがとうございました。

次に、本日の会議の配付資料につきまして、御説明をいたします。

〈事務局が配付資料を説明〉

○事務局（谷本）

議題に入る前に、お願いがございます。

議事録を作成するために会議を録音しております。録音が明瞭に行えますよう、御発言の際はマイクの使用について、御協力をお願いいたします。

それでは、最初の議題であります会長及び会長代理の選出に移ります。会長及び会長代理の選出につきましては、最低賃金法第24条の規定に基づき、公益を代表する委員の中から、委員の選挙により選出することになっています。

当審議会におきましては、従来から公益委員の互選により選出していただいておりますので、今回もこの方法により選出してよろしいでしょうか。

〈異議なし〉

○事務局（谷本）

それでは、本会議に先立ちまして、公益代表委員会におきまして、公益委員の皆様で協議していただいた結果の御報告をお願いします。

○廣谷委員

先程の公益代表委員会におきまして、審議会の会長は、私、廣谷が、会長代理は和中委員が選出されましたので、御報告をいたします。

○事務局（谷本）

ありがとうございました。

公益委員の皆様で、協議していただきました結果、会長に廣谷委員、会長代理に和中委員を御選出いただきました。御意見ございませんでしょうか。

〈異議なし〉

○事務局（谷本）

会長が選出されましたので、以降の議事を会長にお願いしたいと思います。廣谷会長、よろしくお願いいたします。

○廣谷会長

それでは皆様、よろしくお願ひいたします。

まず、当最低賃金審議会運営規程の確認をさせていただきます。議事を適正かつ円滑に進行するために、第1回審議会におきまして確認をしております。運営規程については、事務局から説明をお願いします。

○事務局（谷本）

それでは御説明させていただきます。

資料2を御覧ください。昨年度と同様で変更点はございません。

審議会の運営に関わる主なものとしたしまして、まず、第6条の会議の公開でございます。この条文では本審議会は原則として公開とします。ただし、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合は会議を非公開にできると定められています。

次に、第7条、議事録及び議事要旨でございます。この条文では議事録を作成し、議事録及び会議の資料は原則として公開とします。ただし、会議を非公開とした場合等、すぐに議事録を公開できる状態ではない場合や議事録を非公開とする場合は、議事要旨を作成して公開することとなります。

なお、議事録を非公開とした場合であっても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律、又は個人情報保護に関する法律に基づく開示請求があった場合は、これらの法律に規定されている不開示情報を除き開示することとなります。

以上、運営規程につきまして、説明させていただきました。

○廣谷会長

ありがとうございました。

それでは、会議次第に基づき、議事を進めさせていただきます。

議題2の議事録確認者について、公益代表委員については会長職の私が当たることとなります。

労働者代表、使用者代表の委員の中から、それぞれ1名を推薦していただけますか。労働者側から。

○濱地委員

労働者側は、連合和歌山、濱地が担当させていただきます。

○廣谷会長  
使用者側は。

○児玉委員  
使用者側、児玉が担当いたします。

○廣谷会長  
はい。それでは推薦いただきましたので、労働者代表は濱地委員に、使用者代表は児玉委員にお願いすることといたします。よろしく申し上げます。

なお、運営規程第7条第2項に基づいて会議を非公開とする場合には、同条第3項に基づいて議事要旨を作成いたしますが、議事要旨についても議事録確認者は内容の確認をお願いします。

次の議題であります、議題3和歌山県最低賃金の改正決定の諮問を局長からお受けしたいと思います。よろしく申し上げます。

〈局長から会長に諮問文を手交〉  
〈事務局が各委員に諮問文（写）を配付〉

○廣谷会長  
では事務局は、諮問文を読み上げてください。

〈事務局が諮問文を朗読〉

○廣谷会長  
ただ今、改正諮問を受けましたので、続きまして議題4、和歌山県最低賃金専門部会の設置についてに入ります。事務局から説明をお願いします。

○事務局（谷本）  
専門部会設置につきまして、御説明させていただきます。  
専門部会の設置根拠と専門部会の委員につきましては、最低賃金法第25条第2項に最低賃金審議会は最低賃金の決定又はその改正について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならないとされております。  
また、専門部会の委員については、同法第25条第3項、最低賃金審議会令第6条第1項と第4項及び同項で準用する同令第3条の規定により、最低賃金審議会の本審委員の任命と同様の手続を経て、改めて公労使各3名の専門部会委員を任命させていただくこととなります。委員の任命に当たりましては、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員について、候補者の推薦

公示を経て任命させていただくこととなります。

なお、推薦公示は、明日手続を予定しているところあります。締切りは短期間で大変申し訳ないのですが7月28日としておりますので、御協力をお願いいたします。

また、専門部会の公益代表委員につきましては、本審委員の中から任命させていただきますので、この場で御選出をお願いいたします。

#### ○廣谷会長

労働者代表委員、使用者代表委員におかれましては、先ほどの事務局の説明にしたがい、所定の期日までに委員の推薦をよろしくお願いいたします。

なお、公益代表委員につきましては、先ほど打合せを行い、私、廣谷、岡田委員、本庄委員の3名が専門部会委員に就任することになりましたので、御報告いたします。

次に、議題5 審議会令第6条第5項の適用について、事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局（谷本）

それでは事務局から説明させていただきます。

最低賃金審議会令第6条第5項では、審議会はあらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができると規定されています。つまり、最低賃金審議会の意思決定を専門部会の決議をもって代えるものであります。例年、審議会の日程調整が難しいことや審議の簡素化の観点から、本年度もこの規定を活用し、専門部会の決議が全会一致の場合に限り、審議会の決議としてはどうかと考えております。つきましては、審議会令第6条第5項の適用の検討をお願いいたします。

#### ○廣谷会長

審議会令第6条第5項の適用について、皆さまいかがいたしましょうか。

地域別最賃については専門部会の決議が全会一致であれば適用するということについて、御意見はございますか。

〈異議なし〉

#### ○廣谷会長

では特に反対の方もいらっしゃいませんので、審議会令第6条第5項の適用が決議されたものとし、専門部会の決議が全会一致であれば、これをもって審議会の決議といたします。

次に議題6、審議日程等について事務局から説明をお願いします。

○事務局（谷本）

それでは、今後の審議日程等につきまして、事務局から説明させていただきます。

本日の資料の最後に添付をしております和歌山県最低賃金審議会審議日程案最短モデル委員限りを御覧ください。

本年度は、中央最低賃金審議会の目安に関する答申の予定につきまして、今のところ、まだ聞き及んでおりません。参議院選挙の関係から、中央最低賃金審議会の目安に関する答申が、例年より遅れる場合が想定されるところであります。審議日程案最短モデルといたしましては、7月31日に第2回目の本審を開催して、目安を伝達する見込というのが原案となっておりますが、目安に関する答申が遅れるようでありましたら、今後開催予定の専門部会にて伝達させていただければと考えております。

次に、最低賃金法第25条第5項に基づく意見陳述についてです。明日公示を行いますので、希望があった場合には、この7月31日の第2回の本審において意見陳述を行っていただく予定としております。

また、特定最低賃金の改正決定の必要性について、各産業の労働組合からこの時期に申出書が提出されるということになりますので、特定最低賃金の改正決定等の必要性につきましても、7月31日の第2回本審で諮問させていただきたいと考えております。その後の日程でございますが、出来る限り例年どおりの10月1日の発効に向けた、計画的な審議日程を調整させていただいているところではあります。

次に、資料4を御覧ください。仮に10月1日の発効ということとなりましたら、官報への公示後から発効まで30日間が必要となります。異議申出期間を15日設定しなければならないなどの関係から逆算をいたしますと、8月5日火曜日には結審して改定額の答申を行っていただく必要があります。8月5日の答申の場合、8月21日の木曜日の午前中が異議審となり、10月1日発効ができますが、翌日の8月6日の答申の場合は、最短の発効日が、10月2日というふうになります。

なお、中央最低賃金審議会の目安答申の遅れや専門部会の審議状況等より、8月6日以降の改正答申となりましたら、第3回本審及び第4回異議取扱いに係る審議になりますが、順次、日程をずらしていくというふうになります。

結審につきましては、審議の状況次第ではありますが、できる限り早期の発効に向けて努力するという方向性につきましては、何とぞ御理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

次に、専門部会についてですが、例年は4回の審議を経て結審している経緯

がございます。ただ、今年度は参議院選挙の関係から中央最低賃金審議会の目安に関する答申が例年より遅れる場合が想定されるところではありますので、幅広の日程で、先程の日程案の方は確保をして記載させていただいております。

何回専門部会を開催するかは、労使の専門部会委員が確定してから第1回専門部会で協議決定していただいておりますが、あらかじめ仮の日程案をお配りしておりますので、第1回専門部会の日程だけ仮に決定していただければと思います。7月31日の第2回審議会を開催し引き続いて、同日の18時30分から第1回専門部会を予定してはいかがかと考えております。

審議会の日程案について説明させていただきましたが、7月31日の17時30分から第2回審議会を開催することでよろしいでしょうか。

〈意見等なし〉

○事務局（谷本）

ありがとうございます。

御意見がないようですので、7月31日17時30分から第2回審議会を開催されるということで、おって、文書を発送しますので、委員の皆様、よろしく願いいたします。

続きまして、まだ労使の専門部会委員が確定しておりませんが、第1回専門部会の日時を仮に同日の18時30分から開催したいと考えておりますが、いかがでしょうか。

〈意見等なし〉

○事務局（谷本）

ありがとうございます。

御意見がないようですので、第1回専門部会は7月31日18時30分から開催ということで、おって、文書を発送します。よろしく願いいたします。

○廣谷会長

議題の最後、その他であります。各委員から何かございますか。

○田中委員

なんでもよろしいでしょうか。

今の日程の関係なんですけども、10月1日目途にということで、日程調整はよろしいんですけども、今年の中賃の目安額を示す指示が遅れることもあ

り得ると選挙の関係の中で、そこを十分考慮して、その日程が遅れば当然、地賃での審議もそれが影響されると思いますので、初めに10月1日ありき、目標にはしますけども、10月1日ありきでそこに必ず結論を持っていくような進め方だけはやるべきではないと思いますので、その点よろしく願いいたします。

○廣谷会長

はい。今のもって他に御意見ございますか。

〈意見等なし〉

○廣谷会長

それでは事務局から何かあればお願いします。

○事務局（谷本）

それでは、和歌山地方最低賃金審議会の小委員会の会議、議事録及び議事要旨の公開並びに運営規程の一部変更につきまして、御提案させていただければと思います。

資料15であります。これは、和歌山地方最低賃金審議会小委員会運営規程でありまして、その改正案となっております。現行は、見え消ししている前のところが、現行の規程でありまして、和歌山地方最低賃金審議会の会議及び議事の公開につきましては、現行では小委員会運営規程第8条において、会議は原則として非公開とする。また、議事録及び会議資料につきましては、同運営規程第9条第2項において、非公開すると規定されています。そして、小委員会の運営につきましては、同規程第11条において、議事及び運営に関し必要な事項は、小委員会の議決に基づいて行う、また、同第12条において、規程の改廃は、小委員会の議決に基づいて行うと規定されています。

先程、資料2の方で本審の和歌山地方最低賃金審議会運営規程を説明させていただきましたが、本審及び専門部会の会議、議事録及び議事要旨の公開等については、それぞれの運営規程により原則公開と規定されておりまして、令和5年度中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告を踏まえて、令和6年度から公労使三者が集まって議論を行う部分はすべて公開としております。

小委員会におきましても、本審及び専門部会と同様に、会議及び議事につきましては原則公開として、また、中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告を踏まえて、公労使三者が集まってする議論については公開し、公労・公使等の二者による個別審議のみ非公開とする対応としてはいかが

でしょうか。

今後、小委員会を設置して、会議、議事録及び議事要旨の公開について本審議会と同じ内容とする規程改正をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。御検討をお願いいたします。

○廣谷会長

事務局から、和歌山地方最低賃金審議会小委員会の会議、議事録及び議事要旨の公開について、提案がありました。御質問・御意見はございませんでしょうか。

〈意見等なし〉

○廣谷会長

反対意見の方がおられないようですので、今年度からの会議の公開については、公労使三者が集まっている議論の部分については、公開とし、また、公労・公使等二者による個別審議は、非公開することといたします。

議事録及び議事要旨の公開については、本審議会と同じ内容とする規程改正に係る小委員会を設置し、規程改正を行っていただくことといたします。

以上で、予定しておりました議題はすべて終了となりました。これをもって本日の会議を終了させていただきます。委員の皆様、今後とも御審議について、よろしくお願いいたします。